

株式会社こずかたサービス 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和4年9月30日

2. 内容

目標1：育児休業中の待遇、育児休業後の賃金・配置その他の労働条件について周知し
計画期間内に、育児休業等を次の水準以上にする

男性社員……… 育児休業取得率7%以上または子の看護休暇の取得

女性社員……… 育児休業取得率80%以上にする

〈対策〉

- 令和2年5月～ 制度に関するパンフレットの検討
- 令和2年6月～ パンフレットを作成しリーダー会議で配布する
- 令和2年6月～ 新規採用者に対しオリエンテーションでの制度説明開始
- 令和3年4月～ リーダー会議でパンフレット配布・朝礼参加
- 令和4年4月 退職金制度の導入 正社員（職務限定職）
時間単位の年次有給休暇制度の導入

目標2：有期契約社員を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を
1人当たり平均年9.0日以上とする。

〈対策〉

- 令和2年5月～ 取得状況の把握と早期取得のための目標設定
- 令和2年6月～ 取得促進のためのポスター作製・掲示
リーダー会議で計画的取得のための目標設定
- 令和2年10月～ リーダー面談・取得日数が少ない社員との面談
- 令和3年4月～ ポスター作製・掲示
リーダー会議で計画的取得のための目標設定
- 令和3年10月 リーダー面談・取得日数が少ない社員との面談
- 令和4年4月 時間単位の年次有給休暇制度の導入

以上